呉市農地利用最適化推進委員 候補者 募集要領

呉市は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき、次のとおり 農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」といいます。)の候補者を募集します。

1 募集人数,任期等

(1) 募集人数

20名

次の表のとおり推進委員が担当する地区及び区域を定め、地区ごとに定めた人数の推進委員を募集します。

地区	区域	人数
第1地区	下欄に掲げる第2地区,第3地区及び第4地区の区域以外	5人
	の呉市の区域	
第2地区	音戸支所及び倉橋支所の所管区域 5人	
第3地区	川尻支所及び安浦支所の所管区域 5人	
第4地区	下蒲刈支所,蒲刈支所,豊浜支所及び豊支所の所管区域	5人

[※]表中の所管区域とは「呉市役所支所設置条例(昭和22年呉市条例第51号)別表に掲げる支所の 所管区域」をいいます。

(2) 任期

呉市農業委員会が委嘱する日(令和8年8月1日以降)から令和11年7月31 日まで(約3年間)

(3) 身分

特別職(非常勤)の地方公務員

(4) 報酬

月額38,000円

2 主な職務・活動内容

- (1) 農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の利用集積・集約化,遊休農地の発生防止・解消,新規参入の促進等)に関する活動 (随時開催の地区会及び農地パトロールへの参加並びに総会への随時参加及び総会 における意見陳述を含む。)
- (2) 農家からの相談への対応、職務に関する研修会への参加等

3 候補者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、候補者についての 推薦をし、又は募集に応募する日において次の要件を全て満たすもの

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しないこと。
- (3) 呉市内に住所を有し、又は呉市内において農業に従事していること。
- (4) 推進委員の任期の初日において年齢18歳に達していること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当し ないこと。
- (6) 法令等により推進委員との兼職が禁止されている職に就いていないこと。
- (7) 本市の職員でないこと。

4 推薦・応募方法

候補者についての推薦をし、又は募集に応募する方法は、次の3通りの方法です。

- (1) 個人(正当な権原に基づき呉市内に農地を保有し、その農地を耕作している者に限る。)が候補者を推薦する方法
- (2) 法人又は団体 (農業者が組織する関係団体等) が候補者を推薦する方法
- (3) 本人が応募する方法

5 推薦・応募手続

推薦又は応募の際は,所定の様式の申込書に必要事項を記入の上,添付書類を添えて,持参又は郵送(書留)により,呉市農業委員会事務局へ直接提出してください。

(1) 推薦·応募申込書

	申 込 区 分	使用する申込書の様式
1	個人が候補者を推薦する場合	様式第1号
2	法人・団体が候補者を推薦する場合	様式第2号
3	本人が応募する場合	様式第3号

(2) 添付書類

- ・推薦を受ける者又は応募する者の住民票の写し(本籍・筆頭者が記載された発行後3か月以内のものに限る。)
- ・申込書の様式中で別途指示する書類
- (3) 提出部数

申込書及び添付書類 各1部

(4) 提出期間

令和7年11月27日(木)から令和7年12月26日(金)まで【必着】

申込書を持参される場合は、期間中の午前8時30分から午後5時15分まで (土日を除く。)に提出してください。

郵送(書留)による提出は、最終日の午後5時15分必着とします。

6 募集要領・申込書の入手方法

募集要領等は、呉市ホームページからダウンロードできます。

また、次の窓口で配布します(午前8時30分から午後5時15分まで(土日を除く。)に限る。)。

- · 呉市農業委員会事務局/ 市役所本庁舎 5 階
- 各市民センター

(市民センターは、申込書の配布のみ。提出は、直接、農業委員会事務局へ)

7 候補者の選考方法

(1) 書類審査・面接

提出された書類に基づき, 呉市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の審査 を経て, 選考します。

必要に応じて推薦を受けた者又は応募した者に対する面接を実施します。 面接を実施する場合は、面接の日時、場所等について別途通知します。

(2) 選考からの除外

推薦又は応募が次の要件に該当する場合は、当該推薦を受けた者又は当該応募を した者を選考対象から除外します。

- ア 申込書に記入された内容に虚偽があった場合
- イ 提出期間の終了後に申込書が提出された場合
- ウ その他申込みに係る不正な行為が認められた場合
- (3) 選考結果の通知

選考結果は、推薦をした者、推薦を受けた者及び応募した者に文書により通知します。

8 情報の公表

推薦・応募申込書の提出期間の中間及び終了後に、呉市ホームページで次の内容を 公表します。

- (1) 推薦をし、又は応募する区域
- (2) 推薦をする者(個人)の氏名,職業,年齢及び性別
- (3) 推薦をする者(法人又は団体)の名称,目的,代表者又は管理人の氏名,構成員の 数及び構成員の資格・要件等
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名,職業,年齢,性別,経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を同時期に募集する呉市農業委員会の委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が当該呉市農業委員会の委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数
- (8) 応募した者の数

9 推進委員の委嘱

推進委員は、令和8年8月1日付けで新たに任命される呉市農業委員会の委員により構成される呉市農業委員会が、その総会における承認を経て、委嘱します。

10 注意事項

- (1) 推薦又は応募に係る費用は、全て推薦をする者及び応募する者の負担とします。
- (2) 提出期間の終了後における申込書の差し替え及び訂正等は、原則認めません。
- (3) 提出された申込書及び添付書類は返却しません。
- (4) 申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を提出してください。
- (5) 申込書に記入された内容等について確認するため、必要に応じて関係者、関係機 関等への照会を行います。

- (6) 推進委員と呉市農業委員会の委員を兼任することはできません。ただし、同時に 推薦を受け、又は応募することはできます。
- 11 申込書類の提出先・問合せ先

〒 7 3 7 - 8 5 0 1 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 (市役所本庁舎 5 階)

呉市農業委員会事務局

電話番号: 0823-25-3481 ファクシミリ番号: 0823-25-7592 メールアドレス: noui@city.kure.lg.jp